

報告第1号

地方自治法第179条第1項の規定に基づき処分した墨田区特別区税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、平成27年3月31日、墨田区特別区税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、その承認を求める。

なお、この案件は、地方税法（昭和25年法律第226号）等の一部改正に伴い、早急に墨田区特別区税条例の一部を改正する条例（平成26年墨田区条例第24号）の一部を改正し、施行する必要性が生じたため処分したものである。

平成27年5月25日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区特別区税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

墨田区特別区税条例の一部を改正する条例（平成26年墨田区条例第24号）の一部を次のように改正する。

付則第1条第2号中「第39条第1項の改正規定並びに付則第3条」を「第39条第1項第2号イの改正規定（「2,400円」を「3,600円」に改める部分を除く。）並びに付則第3条第1項」に改め、同条第3号中「付則第6条の」を「第39条第1項第1号、第2号イ（「2,400円」を「3,600円」に改める部分に限る。）及びロ並びに第3号の改正規定、付則第6条の」に、「付則第4条」を「付則第3条第2項、第4条」に改める。

付則第3条中「第39条第1項」を「第39条第1項第2号イ（2輪のもの及び専ら雪上を走行するものに係る部分を除く。）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 新条例第39条第1項第1号、第2号イ（2輪のもの及び専ら雪上を走行するものに係る部分に限る。）及びロ並びに第3号の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成27年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。